

若者起業人材育成事業（県内大学と連携した起業人材育成講座）募集要項

1 目的

社会課題解決にイノベーションをもたらす力を持ったグローバル人材、デジタル人材や県内の大学が有する高い技術シーズをビジネス化し地域課題を解決につなげる若者を育成し、スタートアップ・エコシステムを構築するため、マーケティングやファイナンス等の実践的な公開講座と受講者向けの個別メンタリングなどの起業人材育成講座を実施する県内大学に経費の一部を補助する。

2 補助対象事業者

県内の国公私立大学であって、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 県内にキャンパスを有していること。
- (2) 宗教又は政治・営利活動を目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体、その他公共の福祉に反した活動をおこなう団体でないこと。
- (3) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、財務能力を有すること。

3 事業補助額（定額）

- 1校あたり最大400万円まで
- うち200万円はふるさと納税を活用
（詳細スキームは別添PDFを参照のこと）

4 事業校数

2校程度

5 事業期間

補助金交付決定の日から令和7年3月31日まで

6 補助金

(1) 補助対象経費

- 謝金等（講師謝金・事務局人件費等）
- 旅費（講師派遣に伴う交通費及び宿泊費等）
- 需用費（印刷費等資料作成費、消耗品費等）
- 役務費（会場設営費等）
- 委託費（事業運営委託費等）
- 使用料（会場使用料、機材のレンタル・リース料等）
- その他事業実施にあたって必要と認められる経費

(2) 補助対象外経費

- 補助対象活動の実施に直接関係しない経費
- その他事業実施にあたり必要と認められない経費

[主な例]

- ・備品等の設置費・修繕費
- ・補助金交付決定日より前に支払った経費 など

7 申請手続

(1) 募集期間

令和6年4月8日(月)から令和6年4月30日(火)17時まで

(2) 申請方法

メールにより下記 ~ を令和6年4月30日(火)17時までにデータで提出するとともに、受信確認のための連絡を電話ですること。

ただし応募にかかる一切の費用は応募者負担とする。

〒650 - 8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1

兵庫県産業労働部新産業課 新産業創造班 宛て

TEL:078-362-4156 E-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp

(3) 提出資料

事業計画申請書(様式1)

経費区分(様式2)

収支計画(詳細)、事業概要等の実施内容の詳細がわかる資料(様式任意)

履歴事項全部証明書(提出の日において発行が3ヶ月以内)

直近2カ年の財務諸表(事業報告書、貸借対照表および損益計算書等)の写し

【補助金交付申請時】

< 提出書類 >

(1) 補助金交付申請書(様式第1号(第3条関係))

(2) 収支予算書(別記)

(3) 誓約書(様式第1号の2(第3条関係))

(4) 補助事業計画書(別紙1)

(5) 経費明細書

事業計画認定後、上記様式一式を別途配布します。

8 審査方法等

次の審査基準に基づき、書面審査を実施

項目	概要
(1) 運営体制	プログラムの実施にあたっての運営・連携体制について
(2) 実施手法	プログラムの実施対象・実施目的・ゴールについて
(3) 講義内容	プログラム・イベント等実施内容について
(4) 伴走支援	起業に向けてのメンタリング等の支援について
(5) コミュニティ形成	受講者間でのコミュニティ形成促進について
(6) 情報発信	他大学とのネットワーク・交流、広報戦略について ふるさと納税寄付 収集計画について

9 採択者決定と補助金関係手続きの流れ

<採択者決定までの流れ>

令和6年4月8日(月)から令和6年4月30日(火)17時まで 募集
令和6年5月10日(金)から令和6年5月17日(金)(予定) 採択・不採択通知送付
令和6年5月17日(金)(予定)以降 補助金交付決定手続き

<補助金関係の手続きの流れ(随時)>

- (1) 補助金交付申請 補助金交付決定
(交付決定後に事業計画に変更が生じた場合には、変更申請が必要)
- (2) 実績報告書提出 補助金額確定通知
- (3) 補助金請求 補助金支払い

10 留意事項

- (1) 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まない。補助額計算の際、控除して計算すること。
- (2) 補助対象項目全てを申請する必要はないが、事業計画全体が審査対象となる。
- (3) 他の補助金と補助対象経費が明確に区分でき、かつ、他の補助金の規定を妨げない場合は補助事業の併用を認めることとする。
- (4) 補助金交付要綱の期限に従い、実績報告書を提出すること。その後、県において実績確認し、補助金額を確定したのちに、補助金の支払いを行う。
- (5) 補助事業者が補助対象期間中に事業を中止(廃止)したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることがある。

11 応募に関する問い合わせ

兵庫県産業労働部新産業課 新産業創造班
兵庫県神戸市中央区下山手通5 - 10 - 1
[TEL:078-362-4156](tel:078-362-4156) FAX:078-362-4273
E-mail : shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp